

令和七年第二回八月臨時會議錄

(同
令和七年 八月 七日 開會
日 閉會)

令和七年第二回大阪広域水道企業団議会

八月臨時會會議錄

令和七年八月七日（木曜日）午後一時開議

○出席議員

○欠席議員

三十二番 坂原正勝

○説明のため出席した者

四十五十
番番番番
田神原中
田畠烟原
木田外園
子郎一宏市
子幸司伸康

○議事日程

第一	議席の指定
第二	議長の選挙
第三	副議長の選挙

(永藤企業長挨拶)

第七 第一号報告 令和六年度大阪広域水道企業団水 (例月現金出納検査結果の報告)

道事業会計予算継越計算書報告の件

業用水道事業会計予算繰越計算書 報告の件

第八 大阪広域水道企業団議会議員派遣の件 (橋本副企業長説明)

○会議に付した事件

会議に付した事件

○職務のため出席した者

午後一時 開会

○木寄議会事務局長 議会事務局長の木寄でございます。

大阪広域水道企業団議会議員選出後、最初の議会でありますので、議長が選舉されるまでの間、地方自治法第二百九十二条において準用する同法第百七条の規定により、臨時議長が職務を行うこととなつております。

煙謙太朗議員に臨時議長を務めていただきますので、御紹介申し上げます。

御登壇をお願いいたします。

(煙謙太朗議員登壇)

○煙議員 ただいま御紹介をいたきました藤井寺市選出の煙謙太朗でございます。

○煙議員 ただいま議長選舉までに限られた間ではござります。もとより議長選舉までの限られた間ではございますが、議員各位の格段の御協力をお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

○煙臨時議長 ただいまより令和七年八月臨時会を開会いたします。

○煙臨時議長 本日の出席者は二十八名で、定足数に達しております。

なお、田中市子議員、神原宏一郎議員、田畠庄司議員、木田伸幸議員及び外園康裕議員から本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

○煙臨時議長 それでは、本日の会議を開きます。

○煙臨時議長 日程第一、議席の指定を行います。

お詫びいたします。議員の議席は、議事の進行上、本職から指定することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○煙臨時議長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

議席は、配付の議席一覧表のとおり指定いたします。

○煙臨時議長 日程第二、議長の選舉を行います。

お詫びいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第二百九十二条において準用する同法第百八条第二項の規定により指名推選によることとし、指名の方法は本職において指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○煙臨時議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、本職において指名することに決定いたしました。

議長に西川宏議員を指名いたします。

お詫びいたします。ただいま指名いたしました西川宏議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○煙臨時議長 御異議なしと認めます。よって、西川宏議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました西川宏議員に対し、本職から会議規則第三十一条第二項により当選の告知をいたします。

ただいまより、西川宏議員の議長就任の御挨拶がございます。

○煙臨時議長 西川宏議員。

(西川宏議員登壇)

○西川議員 議長就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、議員皆様の御推举を賜り、大阪広域水道企業団議会議長に就任いたしました富田林市選出の西川宏でございます。

大変微力ではございますが、企業団議会の円滑な運営を行い、府域の水道事業の発展に努めてまいる所存でございます。

議員の皆様方、また永藤企業長をはじめとする執行機関の方々におかれましては、格段の御協力、御鞭撻をいただきますようお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、議長就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○煙臨時議長 以上をもちまして、私の臨時議長としての職務は終わりました。ありがとうございました。

○西川議員 日程第三、副議長の選舉を行います。

お詫びいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第二百九十二条において準用する同法第百八条第二項の規定により指名推選によることとし、指名の方法は本職において指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんでしようか。

(「異議なし」の声あり)

○西川議員 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、本職において指名することに決定いたしました。

副議長に坂原正勝議員を指名いたします。

お詫びいたします。ただいま指名いたしました坂原正勝議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西川議員 御異議なしと認めます。よって、坂原正勝

議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました坂原正勝議員に対し、会議規則第三十一条第二項により当選の告知をいたします。

ただいまより、坂原正勝議員の副議長就任の御挨拶があります。

○西川議長 坂原正勝議員。

(坂原正勝議員登壇)

○坂原議員 副議長就任に際しまして御挨拶を申し上げます。

このたび、議員の皆様方の御推挙によりまして、大阪広域水道企業団議会副議長に就任いたしました岬町選出の坂原正勝でございます。

西川議長の下、議員各位の御支援を賜り、永藤企業長をはじめとする執行機関の皆さんの御協力を得まして、微力ではございますが、企業団議会の円滑な運営に最善を尽くしてまいります。今後とも、皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○西川議長 副議長就任の御挨拶が終わりました。

○西川議長 日程第四、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十八条の規定により、古谷公俊議員及び柳生駿祐議員を指名いたします。

○西川議長 日程第五、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日一日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西川議長 御異議なしと認めます。よって、会期は一日と決定いたしました。

○西川議長 ただいまより企業長の挨拶があります。

○西川議長 永藤企業長。

(永藤英機企業長登壇)

○永藤企業長 本日は、令和七年第二回企業団議会八月臨時会に御出席いただきましてありがとうございます。

臨時会への提出議案は、予算の繰越しに関する報告二件です。

当企業団では、本年四月に五市の水道事業を統合し、十九市町村の水道事業を担つております。安全な水道水を安定的にお届けできるよう、今後も企業努力を重ね、経営・技術両面の基盤強化に努めます。

また、府域一水道に向けて、さらなる統合を進めるための検討、協議を引き続き進めます。

水道用水供給事業、工業用水道事業につきましても、施設の耐震化をはじめ、水の安定供給の取組をさらに推進をいたします。

議員の皆様には、企業団の事業運営に引き続きの御理解、御協力を願いし、御挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

○西川議長 企業長の挨拶が終わりました。

○西川議長 日程第六、諸般の報告を議題といたします。

監査委員の例月現金出納検査結果の報告は、配付いたしておきましたので、御了承願います。

○西川議長 日程第七、報告第一号及び第二号、「令和六年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件」外一件を一括議題といたします。

次に、第二号報告「令和六年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件」につき

議案につきまして、副企業長の説明を求めます。

○西川議長 (橋本正司副企業長登壇) 橋本副企業長。

○橋本副企業長 それでは、本議会に提出をいたしました第一号報告及び第二号報告につきまして御説明を申し上げます。

まず、第一号報告「令和六年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件」につきまして御説明を申し上げます。

二ページの水道事業会計（水道用水供給事業）の予算繰越計算書のページを御覧ください。

まず、上段の表でございますが、令和六年度の水道用水供給事業における建設改良費の予算につきまして、国の補正予算に対応したことなどによりまして、翌年度繰越額の欄に記載のとおり、四十一億七千二百

十七万余円を令和七年度に繰り越すものでございます。

次に、下段の表は、令和六年度の水道用水供給事業における営業費用の予算につきまして、工事の施工に伴い発生した状況の変化への対応に日時を要したことなどによりまして、翌年度繰越額の欄に記載のとおり、二百七十六万余円を令和七年度に繰り越すものでございます。

次に、三ページの水道事業会計（市町村域水道事業）の予算繰越計算書を御覧ください。

令和六年度の市町村域水道事業における建設改良費の予算につきまして、国の補正予算に対応したことによりまして、各水道事業の翌年度繰越額の欄に記載の額を令和七年度に繰り越すもので、三ページから六ページまでの十二の水道事業の繰越予算でございます。

次に、第二号報告「令和六年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件」につき

まして御説明を申し上げます。

八ページの工業用水道事業会計予算繰越計算書を御覧ください。

令和六年度の建設改良費の予算につきまして、工事の施工に伴い発生した状況の変化への対応に日時を要したことなどにより、翌年度繰越額の欄に記載のとおり、三億七千五百九十四万円を令和七年度に繰り越すものでございます。

以上二件につきましては、地方公営企業法第二十六条第一項及び第二項の規定により繰り越したもので、同条第三項の規定により御報告するものでございます。説明は以上でございます。

○西川議長 以上で副企業長の説明は終わりました。

日程第七の報告二件に対する質疑は、通告がありませんので、質疑なしと認めます。

日程第七の報告二件につきましては、議決不要でありますので、御了承願います。

午後一時十五分 閉会

臨時議長 畑 謙太郎

議長

西川 宏

副議長 坂原 正勝

議員 古谷 公俊

議員 柳生 駿祐

○西川議長 日程第八、大阪広域水道企業団議会議員派遣の件を議題といたします。
お諮りいたします。会議規則第一百七十七条第一項の規定により、配付のとおり、大阪広域水道企業団の浄水施設等の調査に派遣いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西川議長 御異議なしと認めます。よって、本件は、配付のとおり決定いたしました。

○西川議長 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

以上をもつて本日の会議を閉じます。

これをもつて、令和七年八月臨時会を開会いたしました。